

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年11月1日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

著作権料としていただいたのは、〇〇からの金額だけで、〇〇からの原稿料は財産収入に当たらないことから、本件収入金額全額の返還はおかしいと思う。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 4 月 27 日	諮問
平成 29 年 6 月 30 日	審議（第 10 回第 3 部会）
平成 29 年 7 月 26 日	審議（第 11 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされており、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。
- (2) そして、法 6 1 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。
- (3) 法 6 3 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答

集」という。)によれば、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている(問答集問13-5(答)(1))。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。この通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準である。)によれば、生活保護における収入認定に当たり、保護の実施機関は、「財産収入」として、田畑、家屋、機械器具等を他に利用させて得られる地代、小作料、家賃、間代、使用料等の収入については、その実際の収入額を認定することとされている(第8・3・(2)・ウ)。

(5) 「生活保護運用事例集2013(平成27年度修正版)」(東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成)問7-19の2(注)によれば、収入認定に当たり、著作権使用料は上記(4)の「財産収入」であり、8,000円の控除は行わないとされている。

2 これを本件についてみると、処分庁が本件収入金額の存在を確認したのは、請求人が処分庁に対し、収入申告書等を提出した平成28年8月17日であることが認められる。そして、処分庁が請求人に対して保護費を支給した平成27年10月、同年11月及び平成28年4月に、請求人の預金口座に本件収入金額の入金があり「財産収入」が発生していることから、本件収入金額は法63条に基づく返還額の対象となる資力と認められる。

そのため、処分庁は、本件処分に係る返還対象期間を平成27年

10月から同年11月まで及び平成28年4月とした上で、本件収入金額（95,537円）を就労に伴う収入以外の収入である「財産収入」と判断し、本件収入金額が本件処分に係る返還対象期間に支給した保護費の合計（400,950円）の額よりも少なかったことから、本件収入金額に相当する支給済保護費全額について返還を求めることを決定したことが認められる。

したがって、本件処分は上記1の法令等の定めに従い適正になされており、違算等もなく何ら違法又は不当な点はない。

3 請求人は、〇〇からの原稿料は財産収入に当たらないことから、本件収入金額全額の返還はおかしい旨主張する。

しかし、請求人が自ら本件審査請求書に添付した〇〇及び〇〇から請求人への支払明細書等（平成27年11月分及び平成28年4月分）には、いずれも「写真使用料」と記載されていることからすると、処分庁が、平成27年10月分の入金を含めて本件収入金額の全額を、請求人の「財産収入」として認定したことは妥当であり、請求人の主張には理由がないものと言わざるを得ない。

なお、これらの支払明細書等において、〇〇のものには「著作権使用料」、「掲載写真使用料」と〇〇のものには「原稿料／写真使用料」、「再使用 写真使用料」と若干の記載の違いがあり、請求人はこの点で収入としての性質に違いがあると主張しているものとも考えられるが、いずれも新たに入稿したものではなく、以前の写真を使用した対価として支払われたものであることから、財産収入として認定されるべきものであると認められる。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や

法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成